

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）における宿泊施設の規定見直しについて

資料 3

1. 経緯・理由

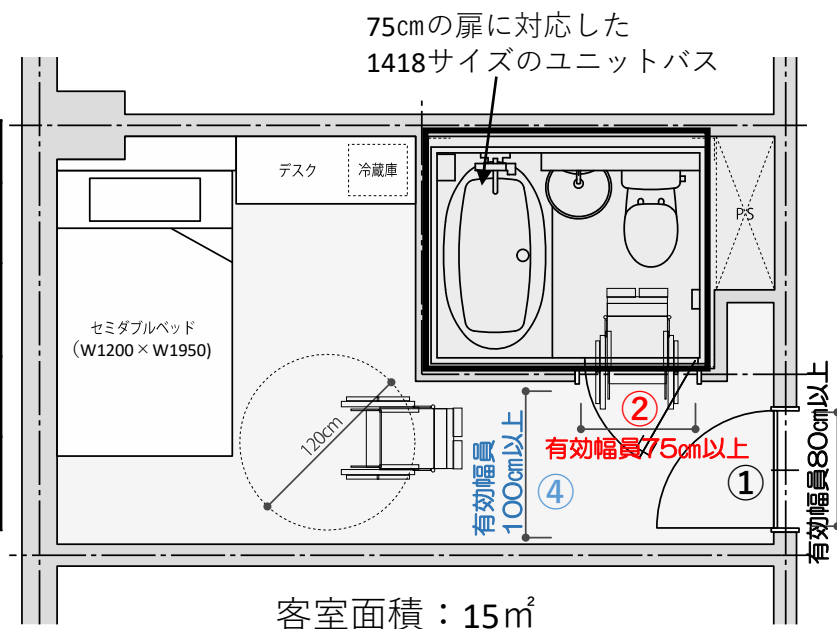
- ・ 都は、平成31年に「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」を改正し、新築等を行う延床面積1,000㎡以上の宿泊施設を対象に、一般客室における段差の解消や浴室等の出入口幅を70cm以上とするなどの基準を設置しました。
- ・ 東京2020大会を契機に、都民のバリアフリーに対する理解も深まったことから、今回、電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するため、規定の見直しを行います。

2. 改正概要

宿泊施設（一般客室）に係る条例の規定の見直し案

| | 現 行 | 見直し案 |
|------------|--------|---|
| ① 客室の出入口幅 | | 80cm以上（変更なし） |
| ② 浴室等の出入口幅 | 70cm以上 | 70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上） |
| ③ 客室内の段差 | | 段差を設けない（変更なし） |
| ④ 浴室等前の通路幅 | 規定なし | 80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上） |

対象：延べ1,000㎡以上の新築等を行うホテル又は旅館



3. 今後の予定

令和5年第一回定例都議会に上程

令和5年3月公布（予定）、同年10月施行（予定）